# 「臨時福祉給付金」に関するお知らせ

■問い合わせ ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ■893-3818 ■893-3810

臨時福祉給付金について、9月1日(火)から申請受付を開始します。 給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

## 1. 給付の目的

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、所得の低い方に対して、臨時的な措置として実施します。

## 2. 支給要件及び支給額

【支給対象者】 平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

- ※支給対象者は基準日(平成27年1月1日)にいの町に住民票がある方です。
- ※ただし、次の①②のいずれかに該当する方は、対象となりません。
  - ①平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
  - ②生活保護制度における被保護者など

【支 給 額】 対象者1人につき6,000円(1回限り)

# 3. 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、9月上旬に申請書などを郵送する予定です。

(※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象 とならない場合があります。)

## 5. 申請方法

#### 【郵送申請】

申請書に同封する返信用封筒で申請書・必要書 類などを郵送してください。

#### 【窓口申請】

- ・ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
- ・本庁 給付金受付窓口(2階)
- · 吾北総合支所 住民福祉課
- ·本川総合支所 住民福祉課
- ※9月の窓口申請は大変混み合うことが想定されます。

なるべく、郵送申請にご協力ください。

# 4. 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要事項を記入・押印の上、 必要書類を添付して申請してください。

記入方法や必要書類については、申請書に同封 します記入要領などを参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支 給決定通知書」を、支給の対象とならなかった方 には「不支給決定通知書」を送付します。

給付金の支給は10月から順次行います。

#### 6. 申請期間及び受付時間

申請期間:平成27年9月1日(火)

~平成28年1月29日(金)

受付時間:平日8:30~17:15

- %ただし、ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)のみ、9月12日(土)、13日(日)は8:30~17:15まで受け付けます。
- ※申請期間外の申請は、原則受け付けることができませんのでご注意ください。
- ※郵送申請の場合は、平成28年1月29日(金)の 消印まで有効とします。

## 7. ご注意

- ・申請期間などは、各市町村により異なります。いの町以外が申請先になる場合は、事前にその市町村に間い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。
- ・平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- ・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限は、11月30日(月)です。 支給対象者となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、申請期限までに上記窓口まで提出 をお願いします。申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご 連絡ください。